

新型コロナウイルス感染症に関する
新たな出国前検査証明の要件について

令和3年3月26日
在ザンビア日本国大使館

3月10日、厚生労働省より、日本への帰国・入国者に対する新たな水際対策が公表されました (https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431_00248.html)。本件内容の主な点は以下のとおりです。当地で検査証明書を取得する際には、ご留意いただくとともに、最新の情報をご確認ください。

- 全ての入国者（日本人を含む。）は、出国前72時間以内の検査証明書を提出しなければならない。
- 検査証明書を提出できない場合は、日本への上陸が認められない。
- 本措置は、2021年3月19日以降の入国者に対して実施される。
- 検査証明書は以下の条件を満たすものに限り有効。
 - (1) 検体採取日時から搭乗便の出発予定時刻までが72時間以内であること
 - (2) 所定フォーマットの使用
(https://www.mofa.go.jp/mofaj/ca/fna/page25_001994.html)
 - (3) 記載必須事項
 - ①氏名、パスポート番号、国籍、生年月日、性別
 - ②検査法、採取検体（下記（4）及び（5）の方法に限る）
 - ③結果、検体採取日時、結果判明日、検査証明書交付年月日
 - ④医療機関名、住所、医師名、医療機関印影
 - ⑤全ての項目が英語で記載されたもの
 - (4) 有効な検査方法
 - ①核酸増幅検査（real time RT-PCR法、LAMP法、TMA法、TRC法、Smart Amp法、NEAR法）
 - ②その他（次世代シーケンス法、抗原定量検査）
 - (5) 検体採取方法
 - ①鼻咽頭ぬぐい液（Nasopharyngeal Swab）
 - ②唾液（Saliva）

なお、検査証明書は任意フォーマットでも上記（１）、（３）、（４）及び（５）の条件を全て満たしていれば有効ですが、当地で入手できる検査証明書は、生年月日、検体採取日時、検査結果判明日等が記載されていない場合が散見されます。そのため、受検する医療機関等に所定フォーマットを持参の上、記入をご依頼いただくことを推奨致します。

また、検査法と検体採取方法が上記の条件に適合しているかについては、受検する医療機関等へお問合せください。特に、検査法として抗原定性検査(Qualitative Antigen Test)、採取検体として咽頭ぬぐい液(Pharyngeal Swab, Oral Swab)は有効とは認められないのでご注意ください。

(問い合わせ窓口)

○厚生労働省新型コロナウイルス感染症相談窓口（検疫の強化）

日本国内から：0120-565-653

海外から：+81-3-3595-2176（日本語、英語、中国語、韓国語に対応）

○在ザンビア日本国大使館

電話受付

+260-211-251-555

領事メール

jez.consul@lu.mofa.go.jp